

横浜美術大学学則

(平成 21 年 11 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 横浜美術大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び建学の精神にのっとり、広く知識を授け、美術及びデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 第 1 項の点検及び評価の結果については、本学職員以外の者による検証を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第 4 条 本学に、美術学部美術・デザイン学科を置く。

2 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
美術学部	美術・デザイン学科	192人	2人	772人

(美術・デザイン学科の教育研究目的)

第 5 条 前条の美術・デザイン学科は、美術及びデザインの理論的な知識と専門的な表現技術を身につけ、アーティスト、デザイナー、教育者等として社会に貢献できる人材の育成を教育研究上の目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生の在学年数は、8年を超えることはできない。

(長期履修学生の修業年限)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の学生(以下「長期履修学生」という。)に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 学園創立記念日 11月22日

(5) 春期休業 3月21日から3月31日まで

(6) 夏期休業 8月1日から9月20日まで

(7) 冬期休業 12月24日から1月5日まで

2 学長は、必要があると認めた場合は、前項の休日を臨時に変更することができ、又は臨時の休日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学、転学及び編入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年間の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の志願）

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、原則として、所定の期日までに 本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第15条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、第3年次に入学を許可する。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在籍し、62単位以上修得した者
- (4) 外国において、学校教育における14年間の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(6) 学校教育法施行規則第161条の規定により、大学の第3年次に編入学させることができる者

2 前項の規定にかかわらず、欠員がある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

3 前2項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学、転入学)

第16条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第17条 退学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第18条 他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため、修学することが適当ではないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第20条第2項に規定する休学の期間を超えてなお就学できない者

(3) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者及び死亡者

第5章 教育課程、履修、単位の認定及び授与

(授業科目)

第23条 授業科目を分けて、教養科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第24条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(卒業の要件)

第26条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第1に定めるところにより、教養科目については60単位以上（そのうち4単位を上限に専門科目（選択）に替えることができる）、専門科目（必修、選択必修）については、64単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。

(成績の評価)

第27条 成績の評価は、AA、A、B、C、及びDをもって表わし、C以上を合格とする。ただし、別に定める授業科目については、合格、不合格の評価をもってこれに代えることがある。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業制作については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第30条 学生が卒業要件として修得すべき単位について、履修科目として1年間に登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の履修科目の登録の上限に関する事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、編入学をした者については、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、62単位を超えないものとする。

(卒業)

第34条 本学に4年以上在学し、第26条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。ただし、編入学した者の在学年数については2年以上とする。

2 前項の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより学士(美術)の学位を授与する。

第6章 教職課程

(教職に関する科目)

第35条 23条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2 教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(教育職員免許状)

第36条 本学において取得することができる免許状の種類は、高等学校教諭一種免許状(美術)及び中学校教諭一種免許状(美術)とする。

2 前項に定める免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目及び単位を修得しなければならない。

第7章 科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び外国人学生

(科目等履修生)

第37条 本学において、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、第27条及び第28条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第38条 他の短期大学又は大学に在籍する者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該短期大学又は大学との協議に基づき、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ単位互換履修生として履修を許可することができる。

2 単位互換履修生には、第27条及び第28条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 単位互換履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第38条の2 本学において、特定の課題について研究を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ研究生として研究を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第39条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学金、授業料及びその他の学費

(入学検定料、入学金及び授業料等の額並びに納期)

第40条 本学の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費の額並びにその納期は、別表第3のとおりとする。

2 入学検定料及び入学金について、特別な事由がある場合は減免することができる。

3 授業料及びその他の学費について、経済的事由等特別の事情があると認められる者に対しては、延納を認めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、長期履修の学費の納入については別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第41条 学年の途中で退学し、又は除籍された場合であっても、当該期の学費は、納入しなければならない。

2 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

(休学の場合の学費)

第42条 学期(前期又は後期)の全期間に亘り休学を許可され又は命ぜられた者については、別に定めるところにより当該期の授業料及びその他の学費を免除することができる。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第43条 学年の中途において卒業する見込みの者は、当該期の学費を納入しなければならない。

(科目等履修生の履修料等)

第44条 科目等履修生の履修料等については別表4に定める。

(教職課程費)

第45条 第36条第2項に規定する者は、別表第5に定める教職課程費を納入しなければならない。

(研究料)

第45条の2 第38条の2に規定する研究生は、別表第6に定める研究料を納入しなければならない。

(納入した授業料等)

第46条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、返還しない。

(授業料の減免)

第47条 入学選考における成績又は在学中の成績が特に優秀な学生及び特別な事情があると認める学生に対しては、選考のうえ、特待生又は奨学生として授業料を減免することができる。

2 特待生及び奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

(職員)

第48条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第48条の2

学長は、本学の校務を総括し、教職員を統督する。

第10章 運営組織

(教授会)

第49条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、編入学、転入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の組織)

第50条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会には、審議事項に応じ、准教授及びその他の職員を加えることができる。

(教授会の運営)

第51条 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第52条 本学に、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第53条 本学に、教育研究及び管理運営に関する事項を審議する組織として、必要な委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第54条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰す

る。

(罰則)

第55条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 厚生施設

(保健施設)

第56条 本学に学生保健施設を設ける。

2 保健施設に関する規程は、別に定める。

第13章 図書館

(図書館)

第57条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 その他

第59条 この学則の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度に限り編入学定員を196

人とする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1については、平成26年度入学者から適用するものとし、平成25年度以前の入学者、平成26年度第3年次編入学者及び平成27年度第3年次編入学者は、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第1のうち、近代デザイン史、デザインマネジメント論、ファッション文化論、メディア広告論、アートマネジメント論については平成25年度以前の入学者、平成26年度第3年次編入学者及び平成27年度第3年次編入学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者、平成29年度第2年次編入学者及び平成30年度第3年次編入学者から適用する。
- 2 美術学部美術学科は、改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者及び平成28年度第2年次編入学者、第3年次編入学者並びに平成29年度第3年次編入学者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1については、平成29年度入学者から適用するものとし、平成28年度以前の入学者、平成29年度第2年次編入学者、平成29年度第3年次編入学者及び平成30年度第3年次編入学者は、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第1のうち、英会話、実践グローバル・コミュニケーション演習、造形表現（描画C）、キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅢ、キャリアデザインⅢ（インターンシップ）、キャリアデザインⅣ、古美術研修、美術保存Ⅰ、美術保存Ⅱ、古美術の科学A（絵画）、古美術の科学B（彫刻・工芸）、Reデザイン論、現代アート経済論、クリエイターサバイバル論及びデジタルアーカイブ再生論については、平成28年度以前の入学者及び平成29年度以降の編入学者にも適用する。
- 3 改正後の別表第1のうち、修復保存Ⅰ、修復保存Ⅱ、修復保存Ⅲ及び修復保存Ⅳについては、平成27年度以降の入学者（平成26年度以前の入学者で、平成29年3月31日において、第1年次及び第2年次に在学している者を含む。）及び平成28年度以降の編入学者

に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1及び別表第2については、平成30年度入学者から適用するものとし、平成29年度以前の入学者、平成30年度第2年次編入学者、平成30年度第3年次編入学者及び平成31年度第3年次編入学者は、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第1のうち、イタリア絵画と技法及び技法材料学Iについては、平成29年度以前の入学者及び平成30年度以降の編入学者にも適用する。
- 3 改正後の別表第1のうち、アニメーション基礎I、アニメーション基礎II、アニメーション基礎III、アニメーション基礎IV、アニメーション表現I、アニメーション表現II、アニメーション表現III及びアニメーション表現IVについては、平成29年度以降の入学者（平成28年度以前の入学者で、平成30年3月31日において第1年次に在学している者を含む。）に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1及び別表第2については、平成31年度入学者及び編入学者から適用するものとし、平成30年度以前の入学者及び編入学者は、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第1のうち、修復保存研修A、修復保存研修B、及び写真論については、平成30年度以前の入学者及び編入学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1については、2020年度入学者及び編入学者から適用するものとし、2019年度以前の入学者及び編入学者はなお従前の例による。
- 2 改正後の別表第1のうち、キャリアデザインIII（インターンシップB）については、2019年度以前の入学者及び編入学者にも適用する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行し、2022年度入学に関わる者から適用する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項については、2024年度入学者及び編入学者から適用するものとし、2023年度以前の者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行し、2023年度入学に関わる者から適用する。なお、2022年度入学以前に関わる者は、従前どおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、改正後の別表1による授業科目（「新課程の授業科目」という。）のうち、当該教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。
- 3 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2については、2022年度入学者及び編入学者から適用するものとし、2021年度以前入学者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1については、2023年度入学者から適用するものとし、2022年度以前入学者は、なお従前の例による。

別表第1
教養科目

区分	授業科目の名称	単位数		最低履修単位数
		必修	選択	
初年次 教育	アカデミックリテラシー	2		8 単位以上 選択必修
	総合美術論	2		
人文・社会	哲学概論		2	
	文学		2	
	心理学		2	
	教育学概論		2	
	教育心理学		2	
	教育哲学		2	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	知的財産法		2	
	現代社会論		2	
経済学		2		
自然科学	環境科学		2	
	生命の科学		2	
体育	体育		2	
外国語	コミュニケーション英語		2	2 単位以上 選択必修
	総合英語		2	
	実用英語		2	
	実践グローバル・コミュニケーション演習		1	
	フランス語Ⅰ		2	
	フランス語Ⅱ		2	
IT・Web デザイン	情報処理概論		2	
	コンピュータリテラシー		2	
	コンピュータ編集		2	
	コンピュータハードウェア		2	
	コンピュータネットワーク		2	
	ウェブデザインⅠ		2	
	ウェブデザインⅡ		2	
	データサイエンス・AI 概論		2	
	ウェブデザイン演習		2	
	ウェブプログラミング演習		2	
総合	原典講読		2	
	教養演習		2	
	ボランティア講座		2	
	古美術研修		2	
	修復保存研修A		2	
	修復保存研修B		2	
キャリア 教育	キャリアデザインⅠ		2	2 単位以上 選択必修
	キャリアデザインⅡ		2	
	キャリアデザインⅢ		1	
	キャリアデザインⅢ (インターシッパ A)		1	
	キャリアデザインⅢ (インターシッパ B)		2	

60 単位以上

	キャリアデザインⅣ		1	
	クリエイターサバイバル論		2	
美術理論	美学概論		2	1 2 単位以上 選択必修
	色彩論	2		
	造形図法		2	
	絵画論		2	
	美術解剖学		2	
	現代美術論		2	
	デザインマネジメント論		2	
	デザイン論	2		
	デザイン特論		2	
	映像論		2	
	写真論		2	
	絵本論		2	
	アニメーション論		2	
	身体表象論		2	
	工芸論		2	
	ファッション文化論		2	
	メディア広告論		2	
	環境デザイン論		2	
	プロダクトデザイン論		2	
	パフォーミング・アーツ論		2	
美術教育論		2		
アートマネジメント論		2		
博物館概論		2		
美術保存		2		
現代アート経済論		2		
美術史	西洋美術史Ⅰ	2		4 単位以上 選択必修
	西洋美術史Ⅱ		2	
	西洋美術史特論		2	
	西洋工芸史		2	
	日本美術史Ⅰ		2	
	日本美術史Ⅱ		2	
	東洋美術史		2	
	近代デザイン史		2	

専門科目

授業科目の名称	単位数		最低履修単位数
	必修	選択	
デジタル表現	2		6 単位 選択必修
絵画	2		
彫刻	2		
デザイン	2		
造形	2		
平面		3	
立体		3	
視覚デザイン		3	
映像		3	
絵画基礎Ⅰ		4	
絵画基礎Ⅱ		4	
絵画基礎Ⅲ		4	

6 4 単
位以上

絵画基礎Ⅳ		4
彫刻基礎Ⅰ		4
彫刻基礎Ⅱ		4
彫刻基礎Ⅲ		4
彫刻基礎Ⅳ		4
クラフト基礎Ⅰ		4
クラフト基礎Ⅱ		4
クラフト基礎Ⅲ		4
クラフト基礎Ⅳ		4
プロダクトデザイン基礎Ⅰ		4
プロダクトデザイン基礎Ⅱ		4
プロダクトデザイン基礎Ⅲ		4
プロダクトデザイン基礎Ⅳ		4
テキスタイルデザイン基礎Ⅰ		4
テキスタイルデザイン基礎Ⅱ		4
テキスタイルデザイン基礎Ⅲ		4
テキスタイルデザイン基礎Ⅳ		4
ビジュアルコミュニケーションデザイン基礎Ⅰ		4
ビジュアルコミュニケーションデザイン基礎Ⅱ		4
ビジュアルコミュニケーションデザイン基礎Ⅲ		4
ビジュアルコミュニケーションデザイン基礎Ⅳ		4
映像メディアデザイン基礎Ⅰ		4
映像メディアデザイン基礎Ⅱ		4
映像メディアデザイン基礎Ⅲ		4
映像メディアデザイン基礎Ⅳ		4
アニメーション基礎Ⅰ		4
アニメーション基礎Ⅱ		4
アニメーション基礎Ⅲ		4
アニメーション基礎Ⅳ		4
イラストレーション基礎Ⅰ		4
イラストレーション基礎Ⅱ		4
イラストレーション基礎Ⅲ		4
イラストレーション基礎Ⅳ		4
修復保存基礎Ⅰ		4
修復保存基礎Ⅱ		4
修復保存基礎Ⅲ		4
修復保存基礎Ⅳ		4
日本画		2
版画		2
デジタルミュージック		2
ファッションデザイン		2
UI・UXデザイン		2
アートキュレーティング		2
陶芸		2
3DCG		2
ゲーム・クリエーション		2
マンガ表現		2
造形表現（工芸）		2
造形表現（デッサン）		2
絵画表現Ⅰ		4
絵画表現Ⅱ		4

絵画表現Ⅲ		4	
絵画表現Ⅳ		4	
彫刻表現Ⅰ		4	
彫刻表現Ⅱ		4	
彫刻表現Ⅲ		4	
彫刻表現Ⅳ		4	
クラフト表現Ⅰ		4	
クラフト表現Ⅱ		4	
クラフト表現Ⅲ		4	
クラフト表現Ⅳ		4	
プロダクトデザイン表現Ⅰ		4	
プロダクトデザイン表現Ⅱ		4	
プロダクトデザイン表現Ⅲ		4	
プロダクトデザイン表現Ⅳ		4	
テキスタイルデザイン表現Ⅰ		4	
テキスタイルデザイン表現Ⅱ		4	
テキスタイルデザイン表現Ⅲ		4	
テキスタイルデザイン表現Ⅳ		4	
ビジュアルコミュニケーションデザイン表現Ⅰ		4	
ビジュアルコミュニケーションデザイン表現Ⅱ		4	
ビジュアルコミュニケーションデザイン表現Ⅲ		4	
ビジュアルコミュニケーションデザイン表現Ⅳ		4	
映像メディアデザイン表現Ⅰ		4	
映像メディアデザイン表現Ⅱ		4	
映像メディアデザイン表現Ⅲ		4	
映像メディアデザイン表現Ⅳ		4	
アニメーション表現Ⅰ		4	
アニメーション表現Ⅱ		4	
アニメーション表現Ⅲ		4	
アニメーション表現Ⅳ		4	
イラストレーション表現Ⅰ		4	
イラストレーション表現Ⅱ		4	
イラストレーション表現Ⅲ		4	
イラストレーション表現Ⅳ		4	
修復保存Ⅰ		4	
修復保存Ⅱ		4	
修復保存Ⅲ		4	
修復保存Ⅳ		4	
美術研究Ⅰ	4		
美術研究Ⅱ	4		
卒業制作	8		

別表第2
教職に関する科目

授業科目の名称	単位	備考
美術教育論	2	
美術科教育法Ⅰ	2	
美術科教育法Ⅱ	4	
教育学概論	2	

教育哲学	2	
教職入門	2	
教育制度論	2	
教育心理学	2	
特別支援教育	2	
教育課程編成論	2	
道徳教育の指導法	2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
教育方法論	2	
ICT 活用の理論と実際	2	
生徒・進路指導の理論と方法	2	
教育相談	2	
教育実習Ⅰ	3	
教育実習Ⅱ	2	
教職実践演習（中・高）	2	

別表第3

入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費の額並びにその納期

種別	金額（円）	納期
入学検定料	30,000	出願時
入学金	300,000	入学時
授業料	1,100,000	2期に分納 第1期分は4月20日まで、第2期分は10月20日まで (ただし、新入生は、第1期分を入学時に納入)
施設設備費	280,000	4月20日まで (ただし、新入生は、入学時に納入)
実習費	68,000	2期に分納 第1期分は4月20日まで、第2期分は10月20日まで (ただし、新入生は、第1期分を入学時に納入)

別表第4

科目等履修生の履修料等の額及び免除事項並びにその納期

種別	金額（円）	免除事項	納期
検定料	30,000	本学の卒業生及び継続して科目を履修するものについては、免除	第1期分は3月20日まで 第2期分は9月10日まで
登録料	30,000	継続して科目を履修するものについては、免除	
履修料	講義科目 1単位あたり 35,000	—	
	演習・実習科目 1単位あたり 38,000	—	

別表第5

教職課程費の額並びにその納期

履修年次	金額 (円)	納 期
1年次	25,000	4月20日まで
2年次	25,000	

別表第6

研究生の研究料等の額並びにその納期

種 別	金額 (円)	納 期
検定料	10,000	出願時に納付
登録料	50,000	研究料と合わせて納付
研究料	200,000	第1期分は3月20日まで 第2期分は9月10日まで